公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第５号
茨城県日立市諏訪町４丁目30番３号
債務者　福沢　麻美（旧姓黒澤）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第９６号
埼玉県八潮市緑町３丁目６番地９　エクレール草加東707号
債務者　岡田　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茅沼　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
新潟県柏崎市栄町１番３―301号　栄ジェントリー
債務者　速水　雅幸
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０９４号
京都市西京区嵐山内田町21番地５
債務者　寺島　　徹
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　元庸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６０号
京都府八幡市男山泉15番地１　ヒルサイドヴィレッジＢ―201
債務者　クバシ　フェレェィドゥンこと　ＫＯＯＢＡＳＩ　ＦＥＲＥＹＤＯＯＮ
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　俊明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月20日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第８０８号
大阪市東淀川区下新庄５丁目２番43号　サンマリモ　103号
債務者　髙橋　智子
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新田　祐里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１号
愛知県犬山市上野新町532番地
債務者　金子　友彦
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３７号
山口県萩市大字東田町120番地
債務者　吉村　卓也
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第３８号
山口県萩市大字椿東2848番地７
債務者　阿部　洋美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　亨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月22日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
山口地方裁判所萩支部

平成３０年（フ）第２４３号
さいたま市西区大字宝来1730番地６　セレコーポ宝来Ⅱ―102
債務者　伊東　　彩
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
静岡県掛川市掛川890番地の１
債務者　根来　真一
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　吉希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年６月11日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
福井市片粕町第66号10番地
債務者　新田　俊博
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　一司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５７号
埼玉県所沢市北有楽町２番14―302号　ラ・アトレ所沢航空公園
債務者　望月　邦晃
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河内　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９７号
埼玉県比企郡川島町大字上伊草1527番地17　グリーンヒルズＢ102号室、前住所埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目５番地１
債務者　藏　　龍太
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西本　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５号
熊本県山鹿市古閑1140番地３
債務者　宮田　理衣
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　喜親
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月13日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２９年（フ）第２４１８号
札幌市東区北11条東８丁目１番３―606号
債務者　髙橋　　進
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段林　君子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年６月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部